

[資料]

埋蔵文化財の保護と届出書類について

埋蔵文化財の保護について

1. 埋蔵文化財の保護について

埋蔵文化財とは、土地に埋蔵されている文化財のことを指します。具体的には、集落、貝塚、古墳、城跡等の遺跡のほか、そこから出土する土器・石器・陶磁器・瓦片の遺物がこれに当たります。

埋蔵文化財を包蔵する土地として地方公共団体により周知されている場所（これを「周知の埋蔵文化財包蔵地」と呼びます）が全国に約 46 万か所（平成 24 年度文化財調査）あります。郷土の歴史や文化を明らかにする「貴重な国民的財産」を保護し、その価値を住民と共有できるようにするのが、埋蔵文化財の保護の目的です。

埋蔵文化財は、本来であるならば地下にそのままの状態に残す「現状保存」が最良と考えられていますが、工事等によりやむを得ず遺跡を破壊する場合には、この「**現状保存**」の代価措置として発掘調査を実施して、記録を後世に残す「**記録保存**」の措置をとります。

2. 埋蔵文化財包蔵地内で工事等を実施する場合の手続き

「周知の埋蔵文化財包蔵地」とは、遺跡の範囲を指します。本書の「遺跡台帳」で示した遺跡の範囲内で土木・建築工事等を実施しようとする場合は、文化財保護法の定めにより届出（民間事業：第 93 条）または通知（公共事業：第 94 条）が必要です。平面図や断面図などにより工事計画が具体化した時点で下呂市教育委員会文化財係に遺跡の有無について照会を行って下さい。

届出・通知提出の際に、①工事が遺跡の範囲内で行われる場合、②工事が遺跡の近隣で行われる場合は、原則、下呂市教育委員会が試掘確認調査を実施して地下の埋蔵文化財の状況を確認します（調査費用は下呂市教育委員会負担）。試掘確認調査の結果に基づき、岐阜県教育委員会が対応を検討・判断し、下呂市教育委員会を經由して対応内容が通知されます。

3. 遺跡と認められるものを発見した場合の手続き

工事等の最中に遺跡と認められるもの（土器や石器等）を発見した場合は、法により届出（民間機関：第 96 条）または通知（公共機関：第 97 条）が必要となりますので、速やかに下呂市教育委員会へ連絡を頂き、相談をお願いします。

4. 届出と通知の提出方法

上記の各届出・通知は、下呂市教育委員会を經由して岐阜県教育委員会へ送ります。そのため、書類の宛先は「岐阜県教育委員会 教育長」宛ですが、提出先は下呂市教育委員会文化財係です。

書類提出の際は、以下の点にもご留意下さい。

- （1） いずれの届出・通知も提出部数は 2 部です（1 部が下呂市教育委員会の控え、1 部

を岐阜県教育委員会へ送ります)。

- (2) いずれの届出・通知にも押印の上、工事箇所の位置図・工事図面（平面図と断面図の二種類が必要）等を添付して下さい。工事図面で掘削・盛土の範囲、土地形状の改変規模、地下の埋蔵文化財への影響等を検討しますので、それがわかる縮尺の図面をご用意下さい。図面はA3サイズに収まるようにして下さい。
- (3) 届出または通知を提出後、工事内容に変更が発生した場合は、別途、工事の変更内容を示した書類をご提出下さい。特に、工事範囲の拡大や地下への掘削深度の増大が生じた場合は、必ずご提出下さい。

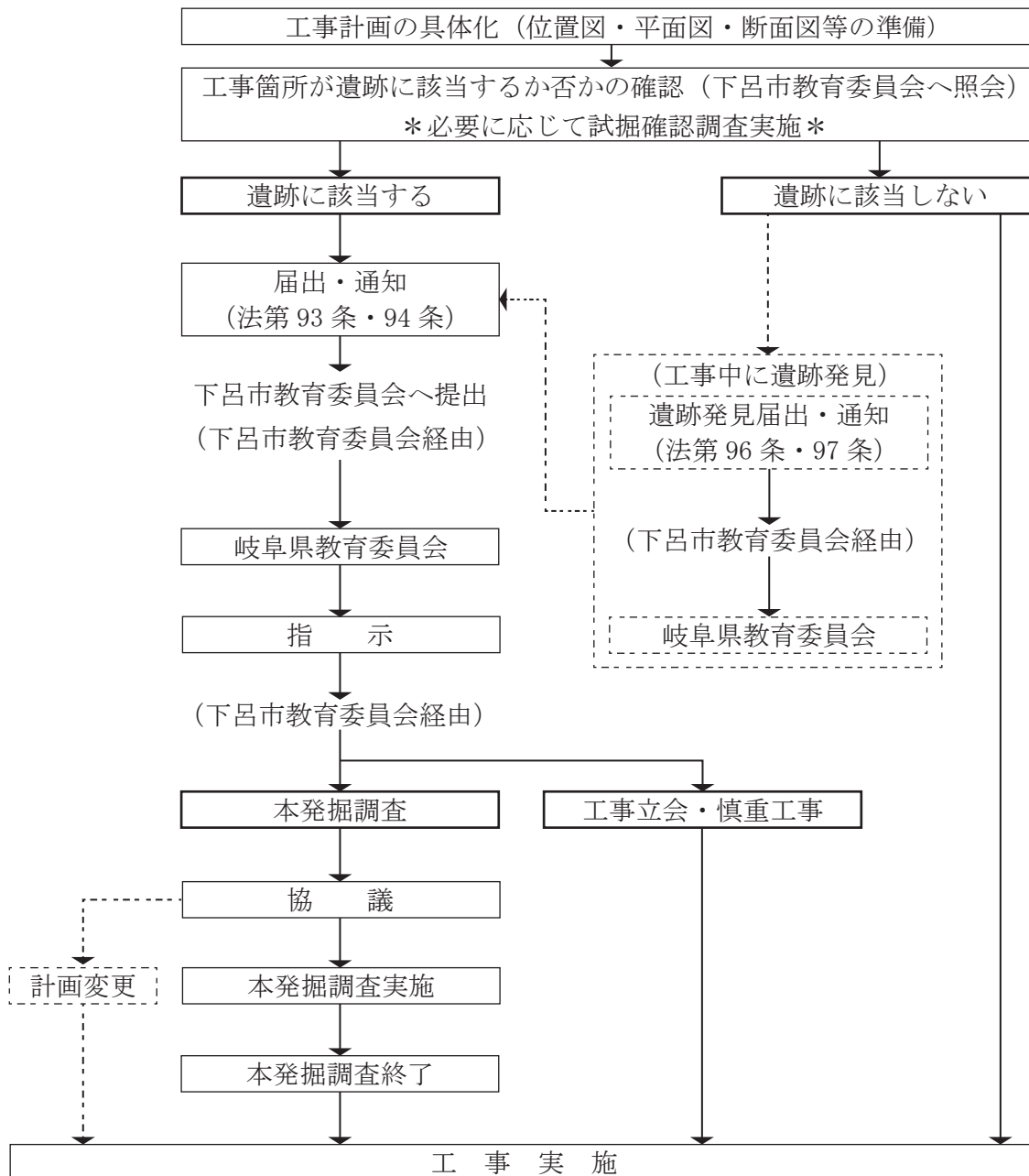
5. その他

- (1) 過去に、付近や同じ場所で発掘調査が実施されていても届出は必要です。
- (2) 遺跡地図は常に更新されており、新たな遺跡が登録されていることがあります。遺跡の有無については、必ず下呂市教育委員会文化財係に照会して下さい。
- (3) 下呂市教育委員会の文化財係は、教育総務課にあります（平成31年3月時点）。

〒509-2517 岐阜県下呂市萩原町萩原 1166-8

電話 0576-52-4800 FAX 0576-52-3166

埋蔵文化財包蔵地（遺跡の範囲）で工事を計画した場合の事務手続き



○上記の模式図はあくまで基本的な流れですので、実際とは異なる手続き・流れになる場合があります。

○試掘確認調査の費用は、下呂市教育委員会の負担です。

○本発掘調査の費用は、原則として事業者の負担です。

*工事立会：下呂市教育委員会の職員が工事に立会い、状況によって簡易な図面作成や写真撮影を行います。

*慎重工事：遺跡内での工事であることに注意し、慎重に工事を実施して頂きます（立会や調査は実施しません）。